

第5次船橋市地域福祉計画策定のための 法人アンケート ご協力をお願い

皆様には、日頃より地域福祉の推進にご協力いただきありがとうございます。

船橋市では、地域住民がお互いに助け合い、支え合い暮らしていく「地域共生社会」の構築を目指して、市民、関係機関・団体および行政が一体となり「第5次船橋市地域福祉計画」を令和9年3月に策定する予定です。

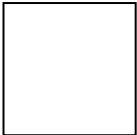
このアンケートは、市内に主たる事務所のある社会福祉法人および市内に病床数20床以上の入院施設を有する医療法人等（船橋市立医療センターを除く）の皆様を対象に、地域活動をしていくうえでの課題や、ご意見等を伺い、計画策定に反映していきたいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、率直なご意見をお聞かせくださいますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和7年10月

船橋市長 松戸 徹

【ご回答に際してのお願い】

1. 回答期限は令和7年10月 日()です。
2. このアンケートは、紙媒体(本アンケート用紙)またはWEBの回答ページよりご回答いただけます。
3. WEBからご回答いただく場合は、下記URLもしくは右記二次元コードにより
ご回答ください。
<http://> 
4. 紙媒体(本アンケート用紙)でご回答いただく場合は、同封の「返信用封筒(切手不要)」でポストにご投函または直接福祉政策課までご提出ください。
5. 回答については、令和7年10月1日現在の状況でご記入ください。率直なご意見をご記入いただくことにより正確な調査となりますので、ありのままをご回答ください。
6. 紙媒体でご回答いただく場合、選択式の回答は番号を○で囲んでください。
7. 「その他」や自由記入欄はできるだけ具体的にご記入ください。
8. この調査についてのご不明な点やご質問については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 福祉政策課 政策推進係
〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
TEL:047-436-2383 FAX:047-436-2409
E-mail fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp

貴法人について

問１．貴法人の種類を教えてください。（○は１つだけ）

- １．社会福祉法人
- ２．医療法人（社会医療法人を含む）

問２．貴法人が当市内で事業を行われるようになって、何年になりますか。
（○は１つだけ）

- | | |
|--------------|-------------|
| １．１年未満 | ２．１年以上３年未満 |
| ３．３年以上５年未満 | ４．５年以上１０年未満 |
| ５．１０年以上２０年未満 | ６．２０年以上 |

問３．貴法人は、福祉分野において、市内でどの業務を行っていますか。
（それぞれの項目についてどちらかに○）

分野		行っている	行っていない
高齢者関係	訪問サービス関係	１	２
	通所サービス関係	１	２
	居宅介護支援関係	１	２
	施設サービス関係	１	２
	地域密着型サービス関係	１	２
	その他高齢者関係	１	２
障害者関係	身体障害者関係	１	２
	知的障害者関係	１	２
	精神障害者関係	１	２
	その他障害者関係	１	２
児童関係	保育所	１	２
	認定こども園	１	２
	その他児童関係	１	２
その他 		１	２

問4. 貴法人の職員数を教えてください(当市内での職員数でお答えください)。
(○は1つだけ)

1. 1～49人	2. 50～99人
3. 100～199人	4. 200人以上

問5. 貴法人の主たる事務所が所在する地区を伺います。(○は番号に1つだけ)

番号	ブロック名	地区名	住所
1	南部	宮本	宮本1～9丁目、市場1～5丁目、東船橋1～7丁目、東町、駿河台1～2丁目
		湊町	本町3丁目、湊町1～3丁目、浜町1～3丁目、若松1～3丁目、日の出1～2丁目、西浦1～3丁目、栄町1～2丁目、潮見町、高瀬町
		本町	本町1～2丁目、本町4～7丁目
		海神	南本町、海神1～6丁目、海神町2～3丁目、海神町東・西・南各1丁目、南海神1～2丁目
2	西部	葛飾	山野町、印内町、葛飾町2丁目、本郷町、古作町、古作1～4丁目、西船1～7丁目、印内1～3丁目、東中山1～2丁目
		中山	二子町、本中山1～7丁目
		塚田	旭町、行田町、行田1～3丁目、山手1～3丁目、北本町1～2丁目、前貝塚町、旭町1～6丁目
		法典	丸山1～5丁目、上山町1～3丁目、馬込町、馬込西1～3丁目、藤原1～8丁目
3	中部	夏見	夏見1～7丁目、夏見町2丁目、夏見台1～6丁目、米ヶ崎町
		高根・金杉	高根町、金杉町、金杉1～9丁目、金杉台1～2丁目、緑台1～2丁目
		高根台	高根台1～6丁目
		新高根・芝山	芝山1～7丁目、新高根1～6丁目、高根台7丁目
4	東部	前原	前原東1～6丁目、前原西1～8丁目、中野木1～2丁目
		二宮・飯山満	二宮1～2丁目、飯山満町1～3丁目、滝台町、滝台1～2丁目
		薬円台	薬円台1～6丁目、薬園台町1丁目、七林町
		三山・田喜野井	三山1～9丁目、田喜野井1～7丁目、習志野1～5丁目
		習志野台	習志野台1～8丁目、西習志野1～4丁目
5	北部	二和	二和東1～6丁目、二和西1～6丁目
		三咲	三咲町、三咲1～9丁目、南三咲1～4丁目
		八木が谷	八木が谷町、咲が丘1～4丁目、みやぎ台1～4丁目、八木が谷1～5丁目、高野台1～5丁目
		松が丘	松が丘1～5丁目
		大穴	大穴町、大穴南1～5丁目、大穴北1～8丁目
		豊富	小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町
		坪井	坪井町、坪井東1～6丁目、坪井西1～2丁目

当市における貴法人と地域との関わり（地域活動など）について

※「地域活動」とは・・・

この調査における「地域活動」とは、本来の業務とは別に地域や社会のため、営利を目的とせず、時間や労力、知識や技能などを提供する活動をいいます。なお、「地域活動」には、社会福祉法第24条第2項に規定されている社会福祉法人の地域における公益的な取組を含みます。

問6. 貴法人と地域との関わり方について教えてください。

（あてはまるものすべてに○）

1. 地域が主催する行事・イベント（祭りや運動会など）に参加している
2. 法人が主催して、利用者・入所者と地域住民が交流を図る行事・イベントを行っている
3. 地域住民にボランティアをお願いしている、または地域住民をボランティアとして受け入れている
4. 法人として美化・清掃活動などの地域活動に参加している
5. 地域が主催する講習会や学習会などの場に専門職等の職員を派遣している
6. 法人の建物等の一部スペースを地域住民に開放している
7. 地域の住民や学校に対する福祉の普及啓発（講座や講演会の開催等）を行っている
8. 利用者・入所者以外の地域住民への相談対応を行っている
9. 施設等への招待、見学の受け入れを行っている
10. 災害時の避難場所としての役割を担っている
11. その他（ ）
12. 特に地域との関わりはない

問7. 貴法人が、地域との交流や公益的な取り組みで、今後特に進めたいものがあれば教えてください。

問8. 貴法人が地域との交流を通して得ている成果は何ですか。
(〇はいくつでも)

1. 法人施設の認知度が高まる
2. 地域活動への参加機会の増加
3. 職員のモチベーションの向上
4. 法人に対する信頼性の向上
5. 地域住民の福祉に対する関心・知識の高まり
6. ボランティアの確保
7. 地域住民同士の交流の深まり
8. 利用者・入所者へのサービスと生活の質の向上
9. 地域における法人が果たす役割の認識
10. わからない
11. その他 ()

問9. 貴法人が市民の主体的なボランティアや地域活動などを支援する場合、可能な支援はどのようなことだと思いますか。
(あてはまるものすべてに〇)

1. 資金提供など金銭的な援助
2. 法人の特性や専門性を活かした技術的な援助
3. 従業員の活動への参加など人的な支援
4. 法人が有する施設・設備の提供や開放
5. 一般市民に対する活動のPRやボランティアの募集など情報支援
6. 支援する必要性を感じない
7. わからない
8. その他 ()

問１０．貴法人が地域活動に取り組むうえでの課題は、どのようなことだと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 法人内での理解や合意形成が難しい
2. 活動のための予算確保が難しい
3. 本業が忙しく時間の余裕がない
4. 情報やノウハウが不足している
5. 連携する団体を見つけることが難しい
6. どのような活動をすればいいかわからない
7. 特になし
8. その他（

）

問１１．貴法人が地域活動に取り組む場合、どのような形態が良いと思いますか。（○は１つだけ）

1. それぞれの法人が単独で行う
2. 複数の法人が協力して行う
3. 法人と市民団体等が協働で行う
4. 法人と行政が協働で行う
5. 法人・行政・市民団体等が協働で行う
6. わからない
7. その他（

）

問１２．貴法人が地域活動に活発に取り組むためには、行政がどのような方策を行うことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. さまざまな活動事例などの情報提供の充実
2. 活動に関する相談窓口の充実
3. 法人同士が情報交換できる場の設定
4. 実際に活動できる場の提供
5. 法人と市民団体を結ぶコーディネート機能の充実
6. 資金提供や寄付を行える仕組みづくり
7. わからない
8. その他（

）

問 13. 地域活動に取り組むにあたって、貴法人が連携・協力しているまたはしたことがある関係機関・団体・専門職などは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 1. 町会・自治会 | 2. 市社会福祉協議会 |
| 3. 地区社会福祉協議会 | 4. 民生委員・児童委員 |
| 5. 地域包括支援センター | 6. 在宅介護支援センター |
| 7. 基幹相談支援センター ふらっと船橋・障害者(児)総合相談窓口 | |
| 8. こども発達相談センター | |
| 9. 子育て世代包括支援センター「ふなここ」 | |
| 10. 家庭児童相談室 | |
| 11. 保健と福祉の総合相談窓口 さーくる | |
| 12. 消費生活センター | |
| 13. 行政担当部署(|) |
| 14. 警察・消防 | |
| 15. 介護保険サービス事業所・施設 | |
| 16. 障害福祉サービス事業所・施設 | |
| 17. 保育所・幼稚園・認定こども園 | |
| 18. 小学校・中学校・高等学校 | 19. PTA・子ども会 |
| 20. 老人クラブ | 21. 自主防災組織 |
| 22. ボランティア団体・NPO 団体 | 23. 病院・医療機関 |
| 24. 商店・企業 | 25. 当事者組織 |
| 26. 社会福祉法人 | 27. 弁護士等司法関係者 |
| 28. わからない | |
| 29. その他(|) |
| 30. 特になし | |

問14. 貴法人が行う地域活動において、今後連携・協力が必要と思われる関係機関・団体・専門職などは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 町会・自治会	2. 市社会福祉協議会
3. 地区社会福祉協議会	4. 民生委員・児童委員
5. 地域包括支援センター	6. 在宅介護支援センター
7. 基幹相談支援センター ふらっと船橋・障害者(児)総合相談窓口	
8. こども発達相談センター	
9. 子育て世代包括支援センター「ふなここ」	
10. 家庭児童相談室	
11. 保健と福祉の総合相談窓口 さーくる	
12. 消費生活センター	
13. 行政担当部署(	)
14. 警察・消防	
15. 介護保険サービス事業所・施設	
16. 障害福祉サービス事業所・施設	
17. 保育所・幼稚園・認定こども園	
18. 小学校・中学校・高等学校	19. PTA・子ども会
20. 老人クラブ	21. 自主防災組織
22. ボランティア団体・NPO 団体	23. 病院・医療機関
24. 商店・企業	25. 当事者組織
26. 社会福祉法人	27. 弁護士等司法関係者
28. わからない	
29. その他(	)
30. 特になし	

地域の福祉活動の推進等について

問15. 今後、ボランティア活動や市民の自主的な活動等を活性化するためには、活動をするうえで何が必要だと考えますか。

(○は主なもの5つ以内)

1. 学校教育で重要性を教える
2. 社会教育で啓発活動を行う
3. 行政主導で組織づくりを進める
4. 若年層の参加を促進する
5. 元気な高齢者の参加を促進する
6. 地域内の交流を深めて良好な人間関係を構築し、自然な共同意識の高まりを促進する
7. 身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体等を育成する
8. 友人どうして参加できるような活動を増やす
9. 興味や関心を持てるような内容にする
10. 活動が負担にならないよう拘束時間を短くする
11. 体力的に負担の少ない活動内容にする
12. 組織内の人間関係が負担にならないようにする
13. 活動の中で趣味や特技、専門知識を活かせるようにする
14. 交通費等の実費が支払われるようにする
15. 少額でも報酬が支払われるようにする
16. ポイント制や地域通貨など、活動に対する自分自身へのメリットとなるような制度
17. 活動資金や物品等を補助する
18. 身近な地域に活動拠点を設置する
19. 事故があったときの補償体制を整備する
20. 知識・技術を有する人材やリーダーの養成を促進する
21. 事業内容等に関するPRを拡充する
22. どこでも、頻繁に、わかりやすい情報が得られるようにする
23. 企業に対して労働時間の短縮やボランティア休暇・休職制度等の普及を要請する
24. 企業に対して資金援助を要請する
25. 各ボランティア組織間の連携を強化する
26. 町会・自治会加入を促すような取り組みを強化して、住民の地域福祉活動への参加意識を向上する
27. 既存のボランティア団体に新しいボランティアが入るよう、役員や代表の交代制度をつくる
28. その他 ()
29. わからない

問16. 貴法人の活動を通して、住んでいる地域で、課題と感じていることはありますか。(〇はいくつでも)

1. ひとり暮らしの高齢者に対する支援が少ない
2. 高齢者夫婦世帯に対する支援が少ない
3. 障害者・児がいる世帯に対する支援が少ない
4. 母子・父子世帯に対する支援が少ない
5. 生活に困っている世帯に対する支援が少ない
6. 子供の非行・いじめ
7. 児童・高齢者・パートナーなどに対する虐待・暴力
8. 孤独死
9. ニート・ひきこもり
10. ボランティアや福祉に関心のある人が少ない
11. 町会・自治会や地域団体の役員のなり手が少ない
12. 若い人と高齢者との交流が乏しい
13. 介護が必要な人のための入所施設がない
14. 子供を持つ親同士の交流の場が少ない
15. 住民相互のまとまりや助け合いが乏しい
16. 段差などがありバリアフリーになっていない
17. 安心して歩ける歩道が少ない
18. 子供が安全・安心に過ごせる場所が少ない
19. スポーツをする場所や機会が少ない
20. 買い物が不便
21. 交通が不便
22. 働き口や仕事が少ない
23. 自分の住む地域に関心がない人が多い
24. ゴミ出しなどのルールが守られない
25. オートロックのマンションなどが増え、交流・接触が難しい
26. その他 ()
27. 特にない

問 17. 福祉関連の分野で特に行政に力を入れて取り組んでほしい施策は何ですか。(〇は主なもの3つ以内)

1. 既存組織のネットワーク化（連携・協力体制の確立、内部情報の共有化整備）
2. 地域資源の活用（人的資源・公共施設・民間施設の活用）
3. ボランティアや福祉に関する教育・体験（学校教育、社会教育の充実）
4. ボランティア団体やNPO等への支援体制の拡充（設立・運営の支援）
5. 住民相互のまとまりや助け合い（地域交流事業の促進支援）
6. 生きがいの創造（生涯学習の推進、サークル活動の支援、起業・就業の支援、動物と共生することのできる街づくり）
7. 健康の保持・増進を図る健康づくり
8. 地域情報の発信・交換
9. 社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化
10. サービスの受け手に対して、ボランティア活動の理解を深める
11. 福祉関連の優良事業者の育成
12. 成年後見制度利用支援や見守り体制の充実
13. 災害時の要援護者支援
14. その他（)
15. わからない

問 18. 地域福祉を推進する上で地域住民に求められることはどのようなことと考えますか。(〇はいくつでも)

1. 福祉に関心を持つ
2. 地域活動やボランティア活動に関心を持つ
3. 広報や社協広報紙、ホームページ等による福祉情報の取得
4. 日ごろのあいさつや声かけ等の近所づきあい
5. 地域活動への参加
6. ボランティア活動への参加
7. 福祉について学習する場への参加（福祉講演会・研修会・体験会など）
8. 住民間での見守り
9. 地域での困りごとやその解決のための話し合い
10. その他（)
11. わからない

→ 社会福祉法人は、問19へ
社会福祉法人以外の法人は、問20へ

社会福祉法人の地域における公益的な取組について

(社会福祉法人の皆様にお聞きます)

問 19. 社会福祉法第24条第2項に規定されている社会福祉法人の地域における公益的な取組（以下「取組」という。）として、貴法人は当市内の事業所において何か行っていますか。（○は1つだけ）

1. 現在、行っている
2. 今後、行うため検討中
3. 以前行っていたが、現在は行っていない
4. 今のところ行う予定はない
5. 未定

「1」または「2」にお答えの法人は、問19-2へ
「3」「4」「5」にお答えの法人は、問19-6へ

(問19. で「1」または「2」にお答えの法人にお聞きします)

問19-2. 行っているまたは検討している取組の実施主体について、次のいずれかに○をお願いします。(あてはまるものすべてに○)

1. 法人単体
2. 他法人等と連携
3. その他（ ）

(問19. で「1」または「2」にお答えの法人にお聞きします)

問19-3. 行っているまたは検討している取組の内容について、次の該当する番号に○をお願いします。(あてはまるものすべてに○)

1. 地域の要支援者に対する相談支援
2. 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
3. 地域の要支援者に対する権利擁護支援
4. 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
5. 既存事業の利用料の減額・免除
6. 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
7. 地域住民に対する福祉教育
8. 地域の関係者とのネットワークづくり
9. その他

※回答1～9は、社会福祉法第59条及び社会福祉法施行規則第9条の規定に基づき、社会福祉法人が所轄庁へ届出されている「現況報告書」の分類を基にしています



問19. で「1」にお答えの法人は、問19-4へ
問19. で「2」にお答えの法人は、問20へ

(問19. で「1」にお答えの法人にお聞きします)

問19-4. 行っている取組の具体的な内容について以下に記載をお願いします。
 _____ (主な取組1つについて記載をお願いします)

取組	
項目	内容
取組の種類 (選択して○)	相談支援、生活支援、権利擁護支援、 資金や物資の貸付・提供、利用料の減額・免除、 サロン活動、福祉教育、ネットワークづくり、 その他（ ）
事業名	
実施年度	年度 ～
事業概要	
地域ニーズの 把握方法	
始まった経緯	
実施回数・時間	月 ・ 週 回 1 回あたり 時間
周知の方法	
取組の成果	
課題	

（問１９．で「１」にお答えの法人にお聞きします）

問１９－５．貴法人の取組を第５次船橋市地域福祉計画において取り上げることに協力いただけますか。ご協力いただける場合には下記にご連絡先等をご記入ください。掲載させていただく場合には後日取材のご相談をさせていただきます。

貴法人名 _____

ご担当部署名 _____

ご担当者名 _____

お電話番号 _____

（問１９．で「３」「４」「５」にお答えの法人にお聞きします）

問１９－６．取組を実施していない（できない）理由について、次の該当する番号に○をお願いします。（あてはまるものすべてに○）

- １．人員の確保が難しい
- ２．時間の確保が難しい
- ３．資金の確保が難しい
- ４．取組の内容や実施方法がわからない
- ５．地域ニーズの把握が難しい
- ６．地域における課題が見つからない
- ７．その他

[]

その他について

問20. 貴法人で対応が困難な相談・ケースはありますか。(〇はいくつでも)

1. 既存の制度では対象となりにくい相談・ケース
2. 複数の分野の課題が重なっている(分野を横断する)相談・ケース
3. 支援対象者が支援を拒否するケース
4. その他()
5. 特にない

(問20で「1」「2」「3」「4」とお答えの方に伺います)

問20-1. 具体的に、どのような相談・ケースが多いですか。(自由記述)

(問20で「1」「2」「3」とお答えの方に伺います)

問20-2. 貴法人だけでは対応が困難な場合、どのような機関や会議体と連携する機会が多いですか。(自由記述)

問２１．貴法人は、次の相談窓口をどの程度ご存じですか。
（それぞれ１つだけ○）

	よく 知っている	ある程度 知っている	ほとんど 知らない	まったく 知らない
（１）地域包括支援センター	1	2	3	4
（２）在宅介護支援センター	1	2	3	4
（３）基幹相談支援センター ふらっと船橋・ 障害者（児）総合相談窓口	1	2	3	4
（４）障害者虐待防止センター はーぷ	1	2	3	4
（５）子育て世代包括支援センター「ふなここ」	1	2	3	4
（６）子育て支援センター	1	2	3	4
（７）こども発達相談センター	1	2	3	4
（８）家庭児童相談室	1	2	3	4
（９）地区社会福祉協議会 福祉相談	1	2	3	4
（１０）保健と福祉の総合相談窓口 さーくる	1	2	3	4
（１１）ふなばし地域若者サポートステーション	1	2	3	4
（１２）在宅医療支援拠点 ふなぽーと	1	2	3	4
（１３）住まいるサポート船橋	1	2	3	4

問２２．最後に、船橋市の福祉行政に関するご意見やご要望等がございましたら、自由にご記入ください。

以上で質問は終了です。ご協力いただきありがとうございました。